

平成24年第1回  
利根町議会定例会会議録 第2号

平成24年3月2日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	坂本	隆雄君
まちづくり推進課	長	高野	光司君
住民課	長	木村	克美君
福祉課	長	師岡	昌巳君
保健福祉センター	所長	石塚	稔君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		矢口	功君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	鈴木	弘一君
教育	長	伊藤	孝生君
学校教育課	長	鬼沢	俊一君
生涯学習課	長	石井	博美君
水道課	長	福田	茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成24年3月2日(金曜日)

午後1時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

午後1時00分開議

議長(五十嵐辰雄君) ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

---

議長(五十嵐辰雄君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番(高橋一男君) 皆さんこんにちは。1番通告、7番高橋一男でございます。

私は、今回は総務行政全般について、6項目ほどお尋ねいたします。

その前に、昨年(平成23年)の3月11日14時46分に東日本大震災が発生し、間もなく1年になるとうしてしております。この地震は、日本の太平洋三陸沖を震源として発生した地震で、東日本大震災を引き起し、東北から関東にかけて東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。牡鹿半島の東南東約30キロメートル付近の深さ24キロメートルを震源として発生し、地震の規模を示すマグニチュードは9.0と、大正関東地震の約45倍のエネルギーであり、観測史上最

大であるとともに、世界でも1900年以降、4番目に大きな巨大地震であった。これにより大規模な津波が発生し、最大で海岸から6キロメートル内陸まで浸水、津波の高さが10メートル以上に達した。最近の調査結果では、津波の高さが21メートルまでという数字も出されております。

これまでの被害状況は、死者、行方不明合わせまして約2万人、避難者が34万人と、いまだに多くの方々が避難を余儀なくされております。これら避難されている方々が一日も早く元の暮らしに戻ることを切に願います。

一方、地震と津波により福島第一原発の事故が発生し、放射性物質の漏れによる汚染が起きているほか、日本の原子力発電所の再稼働問題、あるいは電力危機など発生しております。

最近の報道では、震災で発生した岩手・宮城・福島県の瓦れきの処分が進んでいないことがわかりました。3県で2,253万トンの瓦れきのうち、処分できたのは5%にとどまっているということです。

また、利根町におかれましても、この地震により甚大な被害を受けました。これまでの被害状況は、全壊が22件、大規模半壊が31件、半壊が67件、一部破損が681件、このほか道路の陥没や液状化現象、さらには放射能汚染による除染問題など大変な被害を受けております。現在も復旧工事が進められておりますけれども、これらを一日も早く復旧されることを切に願うところでございます。

それでは、一般質問に入ります。

総務行政全般についてでございます。

1点目でございますが、11月29日の土地利用推進協議会で、旧利根中跡地第1グラウンドの利用について、これは無作為に2,000人のアンケート調査が実施されましたけれども、その結果と内容についてお伺いします。

また、広報とね1月号では、第1グラウンドの活用提案が募集されました。現時点での内容等についてお伺いしたいと思っております。

これで1問目を終わります。よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 高橋一男君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、こんにちは。議員の皆様方には、きのうに引き続きご出席を賜りまして大変ご苦労さまでございます。また、傍聴席の皆さんには、きょうは雨の中、また大変寒い中、傍聴に来られましたこと、心より御礼を申し上げますとともに、大変ご苦労さまでございます。

それでは、高橋一男議員の1点目の（1）の質問にお答えをいたします。

初めに、旧利根中学校跡地第1グラウンドの現時点での活用提案の内容についてお答え

をいたします。

今回の活用提案募集については、議員ご質問にありますとおり、振興計画第4期基本計画策定に向けた住民アンケート、広報とね、町ホームページの三つの媒体を活用して行いました。

現時点での応募状況でございますが、まず、住民アンケートの状況についてお答えをいたします。

無作為抽出2,000人を対象として行ったこのアンケートでは、947人、回収率にして47.3%の方から回答をいただきました。これは2月20日現在の数値であります。改めましてこの場をおかりして、町民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

旧利根中学校跡地第1グラウンドの活用提案については、この住民アンケートの中に一つの設問として入れたわけでございますが、この設問には、アンケート提出者の3割強、約35%の方にお答えをいただいております。

提案のあった内容でございますが、まだ細部の集計が終わっておりませんので、大きなくくりで提案の多かった順にお答えしますと、一番多い提案内容は、運動公園やスポーツ施設、公園、町民の交流の場として活用等でございます。次に2番目では、商業地の形成を望む提案、3番目としては、大学への貸し付け、以下、企業誘致、福祉施設の誘致、その他災害避難場所として確保などがございます。

次に、広報とね、町ホームページでの応募状況でございますが、今現在6人の方からご提案をいただいております。提案のあった内容でございますが、スポーツ施設や地産地消のレストランの開設、大学への貸し付けなどがございました。

これらの活用提案につきましては、整理、分類ができ次第、土地利活用等推進協議会にご報告をするという予定であります。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 今、町長からの答弁では、最終的な集計ではないということでございますけれども、アンケートの内容の一番多いのは運動公園ということですが、1、2、3は順位をつけることなく、その中の例えば大学へ貸し出しをするというのも入っておりますので、今後最終的な集計はどうか分かりませんが、その辺も含めてアンケートが集計された時点で検討していただろうと、私はそう思っております。

それから、6人の方から提案が出されたということで、スポーツ施設ですね、その中にもやっぱり大学というのも入っているということは、やはり一つの提案として大学へ貸し出しするというのも考えていくべきかなと、私はそのように思っております。

それから、もう1点聞きたいのは、平成23年度に予算を組みました準備委員会の482万円ですか、これが補正で減額で、準備委員会を立ち上げられなかったということもあってそういう形になりましたけれども、その辺の準備委員会が施行しなかったということで、これは完全にこの直売所ということ自体、事業そのものは白紙、断念したという解釈でよろ

しいですね、町長、その辺、ちょっと答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 最終的なアンケート結果が決定次第、最終的には決断をしたい、そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） このアンケート調査という結果次第と言いますけれども、アンケート調査で仮に直売所という案が出た場合には、もう一度やり直しをするということなんですか。

それとも、私の感じたのは、このアンケートをとるということは、元に戻って最初からやり直しということに、私はそう感じたのですが、アンケートをとって住民の答えを聞いてから新たに事業をするということで、私はそういう解釈をしているのですが、今の町長の話ですと、直売所はまだ白紙ではないんだというようなニュアンスですけれども、その辺は白紙に戻ったという解釈をしていいんじゃないですか。

町長は、直売所はあくまでも断念したとは言いたくないだろうけれども、事実断念したということで、新たにスタートしてアンケート調査をしているということでしょうから、私はそのように理解しております。

それから、用途地域変更、第1グラウンド、この辺はどういうふうになっていますか。変更は終わったのですか。その辺ちょっと聞かせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほども答弁しましたとおり、整理、分類ができ次第、土地利用推進協議会に報告して、その場で方向性を決めたいということです。

第1グラウンド利用についてと言いますと、用途変更ですか。

用途変更は、今進行中でございますが、何をつくるかというものが決定しませんが、どの段階に用途変更を申請するかというのは決定しませんが、それを見極めた上でどの位置づけに用途変更を持っていくかということは決定していきたいと、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 今の用途地域ですと、これは当然制限されますよね。何でもつくれるというわけにはいかないですから。その辺も用途変更が大変難しいとも聞いていますけれども、このアンケートの中身を見ると、グラウンド、運動公園、大学といった声が多いようですけれども、その辺は今後の集計次第で変更するのではあると思います。

もう1点、これは私も気がつかないのですが、広報とねの中に、前町長のときに「町長の手帳から」ということで、一番最後のページに手帳から抜粋した予定表みたいなものが入っていましたけれども、これが平成22年の5月までで、6月以降、これ、ないのですよね。いつの間にか。

これ、私は気がつかなかったのですが、住民が、非常にあれはよかったと評価しているのですよ。町長の活動、今どういうことをしているのか一目でわかるんだということで、ああいうものをなぜいつの間にか消してしまうんだと、ぜひああいうものをもう一度、「町長の手帳から」を出してもらえればという声があったのですが、何か理由はあったのですか。6月以降なくなった理由は、何か理由があったのですか、その辺ちょっと答弁お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 私の日程を記入するより、住民にそれ以上大事な情報を提供した方がいいだろうと考え、なくしたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） それ以上の情報というのはどういう情報なんですか。それ以上の情報というのは、私は知りませんが、ちょっと教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 住民に広く行政の情報を提供するという方が、私の日程を町民に報告するより大事であると。それと、ページ数で金額も決まりますので、大分情報の量もふえてきましたので、そういうことで日程を削除したということです。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町民がいいと評価しているものは、できるだけ町民の声に沿ったことをしていただきたい。町長はそう答弁していましたが、その辺はもう一度、町民が知りたいということですから検討していただきたい。

それから、2番目に移ります。茨城県44市町村に配付される総額70億円の復興交付金のうち、利根町では1億200万円が交付されます。この申請の根拠と用途等について伺います。

また、町道2216号線の道路、これは1年間通行どめのままですから、それと県道11号線の歩道側ですね、これが陥没したままで、今も全く手をつけていないという状況なので、これは県の工事事務所管轄になりますけれども、その辺も含めて利根町でどういう対応をしているのか、その辺を伺います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、利根町に交付された1億200万円の申請根拠と用途というご質問にお答えをいたします。

まず、この交付金でございますが、国において第3次補正予算が成立し、東日本大震災で被災した市町村の本格的な復旧・復興のための必要な経費に充てるために、特別交付税として配分されたものでございます。この特別交付税は、140億円の配分を受けた茨城県では、復旧・復興に向けた取り組みを着実に進めるために、東日本大震災復興基金を創設してございます。

この東日本大震災復興基金を活用した復興まちづくり支援事業交付金が、茨城県から各

被災市町村に総額約70億円交付されることになったもので、本県（訂正：本町）には、茨城県からの内示により1億200万円が既に交付されております。

この交付金を活用して公共施設の復旧・復興、その事業を行うためには交付金を積み立てて基金を創設して管理をしていくこととなっておりますので、本議会定例会で基金条例の制定案及び補正予算案を提案し、ご審議をいただいているところでございます。

なお、交付申請の内容につきましては、東日本大震災からの復旧・復興の事業に弾力的に活用するため、町道などの公共施設の整備事業費として申請をしております。

次に、町道2216号線と県道11号線の歩道側の復旧工事についてお答えをいたします。

町道2216号線は、住宅地内の9路線を含め、3月末の工期で現在施工中であります。今後の現場の状況によりましては、繰り越し事業になる可能性もございます。

県道11号線の歩道につきましては、竜ヶ崎工事事務所に伺ったところ、現在この箇所を設計中であるとのことです。管内にはまだ未復旧箇所が数多くあり、順次復旧工事を行うとの答弁をいただいております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町道2216号線ですね、この辺は通行どめが丸1年たっていますけれども、優先順位があったために一番おくれたのか。それとも、これは全く通行どめですから、一部分だったとしても全く通行どめにしたということは、1年というのは、とめる期間としては長いかなと、その辺でなぜ1年も通行どめにしなければならなかったのか、優先順位でそうなったのか、その辺をちょっとお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほど、「本町」には茨城県からの内示によりを、「本県」と読みましたので、ご訂正をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 利根ニュータウンの2216号線の優先順位ということでございますけれども、議員ご存じのように、ニュータウンの中には国の災害査定を受けて工事を発注している工事と、それは国からの補助です、それと、その該当にならない工事がございます。それは国からの現地調査が来て、これは国の対象にしますよ、これは単独でやってくださいとか、そういうまず仕分けをして発注になります。それが6月だったのですね。それで、入札がそれ以降に決まって、額が決まった後に測量の細かいのとか実施設計しまして発注したのが11月なんですね。その時点で優先順位というのは、これだという優先順位はないんです。

というのは、実は高橋議員おっしゃるとおり、両方要望があったのです。外周道路を先に通してくれと、そうすると今度団地の方に、住宅地の中に入り込んだから、向こうは後でいいよと、我々住んでいるところが大事なんじゃないのというところで、どっちにしろ確かに皆さんが住んでいるところ、外周道路は迂回させれば道路はありますけれども、皆

さんの住んでいるところは直結した困っていることが多いので、ではそちらを先にやりましょうということで、今現在そっちを優先してやっております。その後、外側の道路と。

議員ご存じかどうかわからないのですが、今現在すごい現場の状況としては業者が困っていると。重機はない、人はいない、監督はいないわ、ダンプはないわ、はがしたアスファルトを持っていけないわ、受け入れ場所がないのです。やはり少しずつしか出せないし、人もいないしというところで後回しになってしまっていると。ただ、3月末までには開通させたいと頑張っていますので、先ほど町長が話したように、もしそういった受け入れ場所とかがないと工期が延びてしまうので、ですから繰り越しの可能性があるということで、今現在進めてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 今の説明で、どちらが先ということはないということですが、買収の分に関しては、町道ですね、町が行う事業ですから、住民の人の意見では予算がなくてできないのかと、それでたまたま新聞紙上に1億200万円の交付金が出ると、この金で直す気が、そのつもりでいるのかという住民の声も事実ありました。

ですから、余りにも内容が、道路を見てもさほど大きな工事とは我々素人が見ても思えないですね。要するに、マンホールが大分上がった部分を、私が見た限りではマンホールは下げて直してあるのではないかと思うのです。それで、何とかあれ1年もかけなければ、あそここのところ、あの場所を通行できるようにもっと早くできなかったのかと。中は中で、住宅の中はいろいろ問題はあるでしょうよ、確かに生活道路で毎日使うものですから。ですから、それが先だからこっちが後だからでなくして、同時に、どちらも重要ですから、その辺をもう少し、1年というのはちょっと長いなと思ったのですが、その辺はどうして両方同時にするということはできなかったのですか。

もう一度お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） もう一度説明します。

震災が起きたのは3月11日です。あれから1年とは言いますけれども、国から金をもらうために、即、災害用の申請をしなければいけないのです。その金をもらうために、申請をする段階で測量に入ります。そうすると、その中でここ被害出ている、ここ出ている、ここ出ている、ニュータウンだけでなくすべてのところを全部測量をして概算をはじくのです。そういった中で今度仕分けをするのです。ほとんど町でやらなければならない。それで申請したのが4月上旬で、国から見に来たのが6月上旬だったですね。その段階で初めて、これいいですよ、これだめですよ、こうしてください、ああしてくださいと決まるのです。その段階で既に3カ月たっているじゃないですか。

それから、国のものと単独のもので全部仕分けしまして数量計算を始めます。その中で例えば土を何立米動かす、それは重機何をどうする、どこへ持っていくというのをすべて



はじくのです。それで、ニュータウンの中で困ったのは、液状化で境界ががたがたになってしまっているのですよ。ということは、道路の幅が決められないのです。道路幅を決めるために、また500万円かけて境界測量をしたのです。その上で全員に同意をもらって、ここでいいよという話になって、初めてもう一度設計できるんです。それで発注したのが11月になってしまったのです。

11月、12月、計算しても何カ月前じゃないですか。だから、1年はたっていますけれども、そういった町単独で全部やってしまえばいいのですけれども、できるだけ外からお金をかっばいてこようということで頑張っています、徹夜をやりながらそういう設計書を仕上げるのです。ですから、1億200万円、あれはまた別の金なので、それでその地区の関係する住民にはすべて回覧を回してあります。何月までにこういう工事をして、何月までに通行どめにしますよと。ですから、そこに関係されている方は、そういった回覧で全部回っていますので、読んでいる方は理解されているかなと思っています。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 大体時間がかかるんだということは説明でわかりました。ぜひ一日も早く通行できるように努力してください。

それから、1億200万円の基金の積み立てですね。これは今回の議会に提出されておりますけれども、これは平成27年度いっぱいまでには使い切る、使い切るって、工事が始まれば大した金額ではないと思いますけれども、これは復旧・復興のために使うということが前提でありまして、なおかつ各市町村の配慮にある程度任せるという使い道であると、私はそのように解釈しております。

ぜひとも一日も早く工事を復旧させていただきたいなと、そのように思っております。

それでは3点目に入ります。町長は利根町の入札制度を見直したくないようですが、今の制度のままではいろいろ指摘されるところが非常に多い。そこで、町長としての権限等についてお伺いいたします。

まず、指名委員会で決定された業者を、町長の権限で差しかえることが可能なのか、あるいはまた町長の権限で一部業者を指名から外すことも可能なのか、その辺も含めてお尋ねいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 利根町公共工事の指名入札での権限等とのことですが、指名競争入札に参加する者に対し、必要な資格の審査を行う場合には、必要な資格審査を受けようとする者から、入札資格審査申請書を2年に一度、2月末日までに提出させます。その後、入札参加資格審査委員会の審査に付し、その結果に基づき入札に参加する者の資格の有無を認定いたします。

その資格を有すると認められた者を、それぞれの総合点数を用いて等級格付けを行います。そして有資格者の全部についての有資格者名簿を作成いたします。

指名競争入札を行うときには、指名業者の選定に当たっては、この有資格者名簿の登録者から請負対象区分の設計金額に応じた事業者数を指名委員会が選定して、報告を受けて決定することになります。

その後に指名競争入札の手続が行われるということでございます。

指名委員会から選定されたものを入れかえたということは、1回もございません。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 私が質問しているのは、指名委員会から入れかえたかと聞いているのではないのですよ。入れかえることが可能なんですかと聞いている。入れたとか入れないとかと私言っていないです。入れかえることが可能なのですかと、逆に一業者を外すことも可能なんですかと、町長の権限で可能か、可能でないかと聞いているのですよ。もう一度答弁ください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 選定委員会で決めたものを入れかえる。これは、町長はできないということです。ただ決定するのは町長の権限であると。

入札選定委員会、そこで決めたものを決裁に持ってきて、その決裁を最終的に決断する権限は私にあると。それだけです。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町長、違うんですよ。それは当然当たり前の話なんです。決めたものが、指名委員会で決まったものが、町長が決裁する、そんなこと聞いているんじゃないんですよ。

決めたものをですよ、指名委員会で決めたものを、町長がさらにその業者を入れかえたり、外したりする権限、町長の権限でそれをやるのが可能なのかと聞いているんですよ。やったと言っているんじゃないですよ。やるのが可能なのかと聞いているんです。

そんな難しいことじゃないでしょう。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後1時39分休憩

---

午後1時39分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、指名委員会におきまして指名競争入札に参加いたします業者数を定めるわけですけれども、これにつきましては利根町指名業者選定基準というのがございまして、その指名業者の選定に際しまして、有資格者名簿の中から、先ほど町長からもございましたように、名簿の中から請負対象区分の設定金額に応じまして指名業者数を指名委員会が選定をしまして、町長が決定をするという規定になってござ

いまして、その規定に基づいて手続をしているということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 企画財政課長に聞いているんじゃないんですよ、私は。あなたの権限を聞いてどうするの。町長の権限でできるのかと聞いているんですよ。何であなたが答弁するのですか。

〔傍聴席より発言する者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 傍聴人に申し上げます。ご静粛にお願いします。

7番（高橋一男君） 町長、もう一度お尋ねします。

町長の権限で、指名委員会で認定されたもの、5社なら5社、決まりますね。それに対して、町長が最終的にそれを見て決裁するわけですね。その時点で町長の権限で業者を入れかえたり、外したり、そういうことをすることが権限でできるのか、できないのかということを知っているんですよ。やったとか、やらないとかと言っていないよ、私は。できるか、できないのかを知っているのに、どうして企画財政課長が答弁するのですか。町長、答弁してください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今までそういうことをやったことがないので、ちょっと詳しく調べないとわからないのですけれども、個々のあれを入れかえるということはいかなるものかなと思っているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町長、やったことないとはっきり言いましたけれども、これは私、全部内容わかっていますよ。利根町の内容。

これは権限でできるんですよ。町長、わかっているでしょう、あなただって、そのくらいのこと。ただ答弁できないだけの話で。

なぜかと言うと、皆さんも多分新聞報道で2月の7日に、これ読売新聞ですけれども、稲敷市の100条委員会の証人喚問、これ多分見たと思います。この中にそれらしきものが書いてあるんですよ。稲敷市が予定していた清掃委託ですね、指名競争入札で指名業者が5社指名、これが事前に漏れていた問題、ここまではいいですね。7月21日に課長から指名業者の選考案として5社が決定していると。そこで、同じ日に市長、副市長が選考業者を指示したが、前年の入札と同じ業者だったためと、前年度と同じ業者だったと思うよ、多分。そのために急遽1社を入れかえた、1社を入れかえて最終原案で決めた。こういう記事があるんですよ。

ということは、トップは入れかえができるということなんです。

したことがあるかないか、これは別ですよ。それでも、町長の権限で入れたり、外したりできるんだということ、それはわかっていますね、町長。答弁してください。それだけ。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今の高橋議員の質問の内容を聞くと、権限でできるというように今解釈しましたけれども。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） できることは、私よりよく知っているはずなんですよ。できるかできないかは。

それで、私がちょっと今回の、今回は特別、震災の関係で入札の方もかなり災害復旧工事が入ってきたので一概にこれ言えませんが、これは4月の26日、平成23年度ですね、4月26日から1月の25日まで、この入札の内容ですね、これは土木建築関係だけピックアップしました。その中で約30件ほどの入札の中身ですけれども、最終的に平均落札率が、これ平均ですよ、96.6%、平均ですよ。相当高いですからね、これ。中には98%、99%というのがあります。こういう高い落札率で、利根町は5,000万円以上の仕事ほとんどないですから、すべて指名なのです。その指名の中に私が不思議に思うのは、この指名を受けた業者の中に非常に一つのグループができています。私は感じるのには。

例えば3,000万円以上、3,000万円前後ですね、3,000万円前後の仕事がこれ幾つかあります。大きく分けて三つぐらいあるのですが、この大きい仕事、この指名が非常に同じような指名の、これ7社ですね、指名、7社です。この指名が非常に同じような業者を指名しているのです。ですから、こういう指名の仕方をすれば、当然談合は起きるということです。それを町長、知らないわけじゃないでしょうと言うの。この指名の仕方は。

私が言いたいのは、談合がいいとか悪いとかじゃないんですよ。利根町の業者を外すと、外して町外の業者をどんどん入れていること自体不自然だと。町長何か借りがあるんですか、町外の業者に。そうでなかったら考えられないですよ。

あなた方で前回の答弁のときに、地場産業育成のために地元業者を使うんだと言っていましたよね。育成になっていますか、これ。町外の業者、4割近いですよ、これ。60何%が町内で、40%近く町外なんです。そのくらい町外から入れていると。なおかつこの落札率を見ると非常に高い。97%、98%というのはさらにあります。こんなこと実際には、競争させたらありませんから。町長、利根町のこの指名の仕方、もう少し自由に競争させるようなシステムにしてくださいよ。そうすれば少ない予算でいい仕事できるんですよ。予算も浮くんですよ。そのくらいわかっているでしょう。なぜそれをやらないのですか。5,000万円なんて、そんな高額の金額で一般競争なんてのはないのですから。

その辺も少し考えてもらって、それでこの中でたまたま1社だけが85%というのがあるんです。

総務課長に聞きます。この85%というのは、なぜこうなったと思いますか。わかっているでしょう、指名委員の人ですから、企画財政課長でもいいですよ。総務課長が一番内容を知っているはずですよ。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 落札率のことだと思いますけれども……。

7番（高橋一男君） 85%だよ、なぜ85%になったかということ。

企画財政課長（秋山幸男君） 85%につきましては、入札の結果であると、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 結果が85%なんだよ。なぜ85%という数字が出るのかと。

これは、一般競争でやればこういう数字が出てくるんですよ、競争させれば。これは本当の競争ですから、85%というのは、これで受ければ業者も大して利益はないと思いますよ、85%になると。

こういうふうに、ここはたまたまある業者が、こういう形で談合しないで普通に競争したと思うよ、これは。そうするとこういう数字が出てくるのですよ。これ96.6%なんて、こんな平均率が高過ぎるということは、余りにも競争させていないのですよ。それをもう少し競争のできるように、例えば今の5,000万円の限度を思い切って1,000万円か2,000万円に下げることやれないですか、ほかの市町村を見てわからないですか、町長。これを何とか拡大するような方向性に持っていくような努力をしてください。町長、その気ありますか、ないか、その辺教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 指名競争入札ということで、毎回答弁しておりますけれども、町内の業者をより多く入れて、それで競争入札ですから、競争するために町外も、5社入れるところであれば、1社か2社は町外から入れて競争してもらおうという方向でやっております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） そういう建前の話をしないで、実際に現実にですよ、町内を外して町外から入れるということがおかしいだろうと言っているの。そういうことがあっては、町内業者をまず優先にやった上で、なおかつ町外を入れるということならわかりますよ。しかし、今の状況で見ると、近隣市町村ではほとんど一般競争入札が拡大されているわけです。利根町だけが全くやろうとしていない。

町長、今の制度が一番町長にはいいんですか。どうなんですか。恐らく指名入札の方がいいのかなと、私はそう感じます。一般競争にするよりも。しかし、一般競争にしているメリットは非常に落札率も下がる、当然予算も少ない予算でいい仕事ができるのですよ。これは業者同士でもっとけんかさせて競争させなさいよ。今後そういうシステムをつくる気はありますか、ないですか、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 一般競争入札にすると地場産業育成にはならない。要するに大手にはかきませんから、それで今、指名競争入札を、町内の業者を重点的に指名委員会で

も指名していると思います。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町長はその気がないようだから、これ以上言ってもしょうがない。町長は今の制度が一番いいと、そう思っているのでしょうか。

なぜいいのか、私にはわかりませんよ。なぜいいのか。しかし、一言だけ言っておきます。町長、あなたの、これまで、今までやってきた業者、身内に業者いますよね。そういう人は余り敵にしない方がいいですよ。その方が、余り敵にすると、そういうところからいろいろなことが漏れてきますから、その辺、注意した方がいいです。

それでは、時間がないので次にいきます。次は4番目、平成23年度の一般会計予算の中で公用車、これは公用車と言っただけではちょっとわからないけれども、確かに2台リースで購入されています。1台は議長車になっています。この2台の需要と必要性について伺いますが、まず、議長車については、これは平成23年度の予算ですから、答弁してくれとは言いませんから、私は。平成23年度予算で組んだということは、前議長のときに予算の組み立てをしているわけです。前議長のときに。そうすると、前議長とも当然話をしたはずですよ、必要か、必要でないかということは。必要だと思って、必要だということで事務局の方からそういうふうにお買い上げということになったのでしょうけれども、前議長は、私は車は必要ないから要らないよと言っているんですよ、現に。それは事務局、聞いてるか、聞いていないかわからないけれども、ちゃんとこれは事実ですから、要らないよと言ったんです。しかし年度がかわって議長も変わった、購入するときは、それで議長、今の五十嵐議長の名義で購入されているということだと思います。しかし、予算を組んだのは前議長のときに組んでいると。そのときに話し合いをしていないということですよ。

でなかったら、要らないと言ったにもかかわらず予算を組んで買ったのだろうと、私はそう解釈しています。答弁はいいですから、答弁は。後で私の言っていること間違っていたら、今答弁してくれても結構ですけども。

それともう1台、これは車種で言えばエスティマのハイブリッド、こんないい車、なかなかそう簡単に買えるものではないので、これは皆さん税金で買ったから買えるのだろうけれども、その辺の需要と必要性をちょっと町長お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

平成23年度予算の中で公用車をリース購入された、その需要と必要性についてということにお答えをいたします。

ご質問の公用車は現在、議長公用車と、専用とまでは言えませんが、私優先の公用車2台をリースしております。議長公用車や町長優先の公用車の必要性について申し上げますと、急な公務で公用車を使用しなければならない場合でございますが、企画財政課で一括管理している一般の公用車がすべて職員により使用されているときなどは、議長や私が公

務出張できない状態に陥ることになることもあります。

そうしますと、町政や広域の行政にも影響が出るのが多分に想定されますので、どうしても議長公用車や私優先の公用車が必要となります。公務を円滑に遂行していくためにも、また、いつどんなときでも必要に応じ公用車を出せる状態を確保しておくことは、とても重要であると考えております。

ちなみに、私が公用車で公務出張した件数でございますが、平成23年4月から平成24年2月までの11カ月間で、平日は111件、土日祝日は29件で合計140件ございました。月に約13回となり、2日に1回程度公用車を使用していることとなります。

そのほかにも、私の、自分の車で行った回数も土日は多いので、高級車であると高橋議員はおっしゃいますけれども、私もベンツぐらいは公用車にしてもいいのかなと思っているところでありますが、今の財政事情ではとてもそういう財政事情ではございませんので、リース430何万円の5年間のリースをしたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町長の今の答弁を聞くと、町長優先と。優先と専用の違いは、私にはわからないのですよ。優先車と専用車、これ専用車というのは町長以外に使えないですね。優先車というのは、ほかの人も使えるという意味でいいんですか、これ。

今まで私あの車一度使いたかった、公用車だったから。だめだと言うのですよ、町長専用車だから。それであんな、これ運転手つきでしょう、違うの、運転手つきで優先車という話はないでしょう。公用車じゃないですか、認めてください、それ。答えて。

町長（遠山 務君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それではお答えいたします。

優先車と専用車の違いというご質問もありますけれども、町の公用車には今ワゴン車といわれる車が2台共用車として配置されていますけれども、1台は直近で、新しくはありませんけれども、五、六年程度たっているかなと思います。もう1台は20年ほどたっているワゴン車がございます。それも財政課長からの話では、本年度廃止せざるを得ないという状況でございます。必ずしも町長が今乗っているエスティマが職員が使えないということではなくて、何時町長と職員が一緒に、また議員と職員が行く場合にも使うことは可能ということで共用車としています。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） 町長、私は町長専用車と、一般の方もそう思っていますから、町長、運転手つきなのです。運転手つき。前町長は、前町長ってここにいますよ、前町長はむだを排除するためにもセルシオを売り払いました。必要ないと。そうすると当然運転手も要らないわけですよ。

今回は車、専用車を買うわ、運転手はつけるわ、財政の大変な、今回税金がどれだけ少ないですか、毎年、毎年、8,000万円も税収不足しているのに、そんなことやれるんですか、

町長。町長、危機感感じていないよ、財政に対して。何のむだをしているのですか。その辺、最後に町長、運転手つきで専用車として認めるか、認めないか、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 私が町長になったときに、今までの町長は会議があるたび関係課の職員が運転をしていっていたということで、それでは各課の業務に差しさわりがあるということを課長から言われたもので、専用の運転手を雇ってくださいということでございましたので、それで雇った経緯はございます。

また、私が使わないでも課長、並びに議員も利用しておりますので、私が使わない場合でも課長が利用するという事は、今までも数回ございますので、決して専用車ということではございません。その場合も必要に応じては運転手はつけます。

7番（高橋一男君） つけないときもあるの。

町長（遠山 務君） つけないときはございません。

7番（高橋一男君） そこが違うんです。

町長（遠山 務君） 何が違うんですか。

議長（五十嵐辰雄君） 高橋一男君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。2番通告、若泉でございます。

本日は大変多くの方の傍聴をいただきましてありがとうございます。私、今回は東日本大震災が起きまして約1年がたとうとしておりますので、その震災につきまして質問をしたいと思います。

昨日も大きな地震がありました。東海村では震度5と発表されております。ここ最近、茨城県を中心に大変地震が多く起きております。私も大きな地震が起きなければいいなと、そのように願っております。

それでは質問に入らせていただきます。

東日本大震災について質問いたします。

東日本大震災が起きてから1年がたちました。多くの方が亡くなり、住宅も流され、まだ行方不明の方の遺体は見つからず、東京電力福島原子力発電所の事故により避難された方々は、いまだに住んでいた家に帰れない状況でございます。

利根町でも大きな災害が出ました。利根ニュータウンの一角、上柳地区、下柳地区、土



手中谷等では、液状化現象で住宅、道路が崩壊し、利根町から離れた方もおります。その後、災害に遭った方々も一生懸命頑張っておりますが、完全に復旧はできておりません。一日も早く復旧するには行政の力が必要と思います。

今3月定例議会が開催されておりますが、震災が起きてから早くも1年がたちます。当時、震災に対して町がとった行動を改めて伺いたいと思います。

また、災害は忘れたころにやってくると言います。今後の震災に対し町の考え方も伺いたいと思います。

1から6点目ありますが、ここではまず1点目伺いまして、2点から6点までは自席で伺いたいと思います。

1点目、3月11日の震災で家が全壊された方、また大きな被害を受けた方に対するの対応はということでお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

3月11日の震災で家が全壊された方、大きな被害を受けた方に対するの対応はとのございますが、町では震災直後から、防災計画に基づき被害家屋の調査を実施いたしました。一次調査としまして、目視による被害家屋件数の調査を行い、さらに申請のあった家屋に対しまして二次調査、三次調査を行うなど、詳細なる調査を実施したところでございます。

半壊以上の家屋につきましては、国からの通達に基づく減免措置を行い、23年度分の固定資産税及び都市計画税について、全壊の場合は全額免除、大規模半壊の場合は10分の8の免除、半壊の場合10分の6の免除などの減免措置を行ったところでございます。

また、住宅の建物被害判定が全壊や大規模半壊または半壊、その他一部破損になられた方々に対しましては、見舞金や義援金また支援金として、それぞれの制度に基づき対象者すべての方々に支給を行い、被害に遭われた方々の支援を実施したところでございます。

具体的には、まず見舞金ですが、利根町災害見舞金等支給条例に基づき、被害判定が全壊の方には10万円を、大規模半壊を含む半壊の方には5万円を、さらに利根町災害見舞金支給の特例に関する条例に基づき一部破損の方には1万円を、それぞれ町単独事業の見舞金として支給したところでございます。

また、茨城県災害見舞金制度としまして、半壊の方には3万円、県の事業として県から直接支給されております。

さらに、東日本大震災茨城県義援金制度としまして、日本赤十字社や共同募金会等に寄せられた一般募金等を被害に遭われた方々に配分する制度であります。1月末現在で全壊の方に119万5,808円、大規模半壊を含む半壊の方に59万7,904円が東日本大震災茨城県義

援金配分委員会から各個人の方に支給されております。

また、被害者生活再建支援金制度におきましても、全壊の方に最高で300万円が、大規模半壊の方に最高で250万円が国の事業として直接支給されております。

なお、対象件数につきましては、1月末現在でございますが、被害判定で全壊が20件、大規模半壊が28件、半壊が54件、一部破損が2,446件となっております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） それでは、再度質問させていただきます。

町長、私、町の考え方ということで伺っておりますので、その点はよく頭の中に入れておいていただきたいと思えます。

今、町長の答弁の中で国から300万円、250万円とか、また県から幾らだと、それは確かにそうです。それから、町の方からは全壊10万円、半壊5万円、それから一部破損1万円、この1万円に関しましては、議会の中でも私は反対の討論をしました。

なぜあのとき反対の討論をしましたかと言いますと、要するに、町長、一部破損でも最初から見舞金として出すのなら、最初からそのように出してもらいたかった。それが結局、よその市町村の方で出して、じゃあうちの方も出さなければいけないのかなと、そういう考えのもとで出しました。ですから、私はあのときそういう意味も込めて反対の討論をした経緯がございます。

そこで、その町からの見舞金、全壊10万円、半壊5万円ということは、これはあくまでも災害のときの規定で決まっているお金でございます。ですから、それは出すのは当然ということは、ちょっと言葉が合わないかもしれませんが、これは当然出るお金でございます。

それで私、今回、全壊された方、また半壊された方、そういう方のところ、全部とは言いませんよ、全部とは言いませんけれども、お話を聞きに伺いました。どうですか、今回、災害に遭いまして、本当に全壊したお家に行きましたら、本当にこれから住めないんだ、家は建てかえるしかないんだと、そういういろいろなお話もしてくれました。町の対応はどうでしたか。確かに震災が起きました後、町の職員の方が来てくれまして、お宅の方は全壊ですね、いや半壊ですね、これは一部破損の方ですねとか、そういう判定は来ました。その結果が全壊とか一部破損とか半壊とか、そういう結果が出たわけです。それはそれでいいんです。

私の申したいことは、町としてもう少し、何と言うんですか、その後です、ケアと申しましょうか、お見舞いの言葉と申しましょうか、そういう温かい思いやりのあるそういう言葉を、被害に遭った家庭に、できれば町長みずから行ってもらいたかったなと、そういう気持ちがしたのです。

そこで町長に一つお尋ねしますけれども、今回の震災に当たりまして大きな被害を受けた家庭、そういうところに物を持っていく、そういうことじゃないですよ、お見舞いの言

葉、そういうところを伺った件数はどのくらいありますか、お伺いをしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

10万円、5万円の見舞金ですが、これは利根町の要綱では、地震の場合は出ないということになっていたので。これを、それでは余りにもかわいそうだろうということで、全壊10万円、大規模半壊、半壊は5万円ということで、要綱を震災後、急遽変更してお支払いをしたということでございます。

今までの利根町の要綱では、今回の震災の場合は該当しなかったということでございます。それを要綱を変更して急遽10万円、5万円の見舞金を払えるような形にしたということでございますので、ご理解のほどをよろしく願います。

また、1万円については、振興協会の方から内示が来まして、最終的には振興協会の方から、全国振興協会、茨城県振興協会、最終的には約6,000万円の義援金と支援金が確定しているということで、きょう茨城県の振興協会の方から1,600万円弱の振り込みがあったと思います。それで、それでは皆さんに多少なりとも1万円ずつ、損壊した方に払えるだけ見舞金として払ってあげたいという気持ちで、1万円の見舞金を支給したということでございますので。

それと一部損壊、1万円ずつ取りに来た方は2,446件おりますが、実際に罹災証明等を取りに来られた方は3,000件を超えているということで、それで何件ぐらいの見舞いに行ったか……。

10番（若泉昌寿君） 町長みずから被害に遭った家庭の方へお見舞いに伺った、そういう答弁をしてください。

町長（遠山 務君） 何件行ったかは覚えておりませんが、利根町全体を見回して、行き会った方には見舞いの言葉も申しております。ただ3,000件以上でございますので、全部回るわけには公務の関係上いきませんので、広報等を通じて私の気持ちを住民にお伝えしたということでご理解を願いたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長、私聞いているのは、3,000件と言いますが、それは一部破損もすべてのことを言っているわけでしょう。私、今言ったじゃないですか。要するに全壊になった家庭、半壊になった家庭、そういうところへ私は伺いましたら、大変ですねと言ったら、本当に大変です、これから家も建てかえるしかない、いろいろそういう話も私聞きましたよと、それで町長としてそういう家庭へ何件ぐらい見舞いに行きましたかと、そういうことを聞いているんです。何もあなた3,000件って、全部行ってくださいとは言っていないよ。

ですから、大きな災害に遭った家庭にどれぐらい行っていますかと、それを聞いているんです。そういうことです。それを伺ったの。

それから、1万円の件ですけれども、要するに県の方から結局お金が出るようになったからと、そういうことでしょう。私の言っているのは、あのとき反対の討論を述べたということは、龍ヶ崎市にしる、河内町にしる、いち早く一部破損でも1万円ずつ見舞金として出したのでしょうか。では、利根町、その後どれくらいたってから出したんですか。そういうところが私はちょっとおかしいのではないか、そういうことで私は反対の討論をやったんだと、そういうことを聞いたのです。

それともう一つ、今の答弁の中で地震のときには災害10万円、5万円は出ない、そう言っていましたね。それで一部破損のとき、これから出しましょうと言って議会にかけましたよ。一部破損のときには議会にかけなければ出なかったのでしょうか。では、規定になくて、なぜ10万円、5万円は議会にかけなくても出せたのですか。ちょっとお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

10番（若泉昌寿君） 自席でいいよ。

議長、時間のむだです。暫時休憩してください。時計とめてください。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後2時33分休憩

---

午後2時48分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、見舞金の支給条例につきましてお答えいたします。

先ほど町長の方から、もともと条例ではなかったということでしたが、私、このときにいろいろ相談に行きまして、なかったというのは被災者の住宅助成、これが要綱では火災だけだったので被災者には出ないということで相談に行ったのですが、誤解を与えてしまいまして、見舞金等支給条例につきましては、震災で全壊または半壊ということで条例には記載されておりますので、訂正いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） ということは、先ほど私に対しての町長の答弁で正しいということだね。見舞金……正しいんじゃないんじゃないですか、正しいんじゃないんだよね、町長は出せなかったと言っているものね、そうだよ。

ということは、今定例会のこの議場の中で、町長の発言と今の課長の、実はこうでしたというその答弁は……このままでいいのかしら、それは。議事録このまま載っちゃっても、それは差し支えないの、その辺ちょっと。問題が起きないのか、このままでいいのかなのか、後のこともあると思いますけれども。

8番（井原正光君） 議事録の問題じゃないよ。

10番（若泉昌寿君） それはそうだろうけれども、きちんとしておいた方がいいんじゃない

やないですか。

8番（井原正光君） 町長が正しく言えばいいんだよ。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

私は、該当しないというふうに相談を受けたと思っておりましたが、それは罹災者救済住宅賃貸助成要綱の方でございまして、その前に15年4月1日から施行するというので、私が当時町長をやっていたときに、この災害見舞金等支給条例は議会の同意を得ているということでございます。

それと、1万円については、そういう条例がございませんでしたので、議会の議決を得たということでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 了解しました。

それでは、1番目の点で先ほど私町長に伺いましたね。大きな被害に遭った方たちのところのお見舞いに、町長は、ちょっと道で会った人にどうでした、こうでしたとか、そういう話はしたということですが、実際に大きな被害に遭った方の家庭というか、その家へ何件ぐらい行ったのか、それをちょっと答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 件数、確かな件数ではございませんが、20数件は顔を出していると思います。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 20数件行っているということですが、私が最初から言っておりますとおりに、もう少し町長、それから、行政の皆さん、職員の皆さんも、ただここは半壊だからと、そういう審査とかで行くだけでなく、後のケアというものも今後、災害が起きては困るのですけれども、万が一のときにはそのように温かい言葉もかけるような、そういうこともしてあげてくださればいいのかと思います。1番目のこの件は結構でございます。これで終わります。

それから2番目に移ります。2番目は、利根町内でまだ通行どめになっている道路の復旧はいつになるかということですが、これは先ほど高橋議員の質問の中にありましたので、これは結構です。省略します。

それでは3番目、震災のときの水道給水に関して反省する点はあるのか、ないのか、お伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

震災時の給水活動の反省点ということでございますが、今回の大震災では、液状化現象の発生による上水道設備への被害が甚大でありました。特に県企業局利根川浄水場からの

口径700ミリの送水管が、旧藤代町押切地区で破損したため、震災直後から3月13日の午前中まで、町内全域で断水を強いられ大変ご不便をおかけしたところでございます。

幸いにも当町では、井戸並びに浄水施設への被害が少なかったため、県水が断水している間に井戸水を浄水して、その水道水で漏水箇所の調査等を実施することができました。それが早期の全面復旧につながった理由でございます。

この断水期間中の町民への応急給水活動でございますが、町給水車と京都市上下水道局から災害支援で派遣された給水車2台の計3台で、断水地区への給水を実施したところでございます。

また、利根中学校と旧布川小学校のグラウンドに設置されている耐震性貯水槽からの給水につきましても、震災当日の夜間から3月14日までの4日間、給水を実施してまいります。

利根中学校での給水活動につきましては、給水装置がエンジンつき動力ポンプと非常用の手動式ポンプが併用できるため、比較的スムーズに給水することができました。

しかし、旧布川小学校での給水活動におきましては、設置されている給水装置が手動式の人力ポンプのみであったため非常に効率が悪く、給水に時間がかかってしまいました。ピーク時には、住民の方が2時間お待ちになってしまったとの報告を受けております。今回の給水活動における最も反省すべき点だと考えております。

この反省点を踏まえ、平成24年度において旧布川小学校の耐震性貯水槽にもエンジンつき動力ポンプを整備し、有事の際には迅速な給水活動ができるように改善したいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今、町長から答弁がありましたけれども、災害時の飲料水に関しましては、この利根町というのは大変に井戸水というものもありましたので、よその市町村から比べると大変にスムーズにできたのかなと思います。町長が今答弁したとおりだと思います。

それで、私と高橋議員で旧布川小学校の方へお手伝いに行きましたけれども、確かに布川小学校の場合は手くみでございますので、職員の方、私と高橋議員も手伝いましたけれども、本当に給水に来た方たちに長い時間待たせてしまったという、そういう傾向はありました。しかしながら、給水に来た町民の方は、大変立派な態度で文句も言わずに長い間待っていて、それで水をくんで行きました。本当に町民の方も立派な態度だったなど、そういう感じが私受けました。

利根中の方はエンジンつきと聞いていましたので、向こうへは行きませんが、向こうはそれなりにスムーズにやれたのかなと思います。

それから、私、反省点ということで今回質問していますが、ぜひエンジンつきという、私それを強く町にお願いしようと思っていましたら、今、町長の方から、旧布川小学校の

方もエンジンつきをこれから導入するということを聞きましたので、本当に安心したという気持ちでいっぱいでございます。

それともう一つ、布川小学校でお手伝いしながら気がついたことは、給水車は確かに出てはいたのでしょうけれども、私それは確認していませんから。ある方が布川小学校の方へ水をいただきに来ました。自分の水と、それから、ご近所のひとり暮らしの方、そういう方もできればくんでいってあげたいんだがと言うのですけれども、それが1人一つ、そういう限定されたもので、なかなかそれが、すべてとは言いませんよ、そういう町民の方からも、なぜくめないのかな、ひとり暮らしで水がなければ生活できないのだから、何とかしてと、そういう苦情というか、そういうことも確かにありました。

ですから、私そこで思いましたのは、利根町の中にひとり暮らしとか、そういう方たちの面倒を一生懸命見てくれる民生委員の方がおりますね。民生委員の方たちに即連絡をして、民生委員の方たちというのは、その地区地区の民生委員ですから、どこの家はひとり暮らしでこういう非常時のときには水に困っていると、そういうことがわかるわけですから、そういう方たちと連絡を取りあって、それで民生委員の方たち大変でしょうけれども、そういうふうにやっていただければいいのかなと思いますけれども、そういう点でどなたか答弁できる方。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） ただいまの高齢者世帯への給水ということでございますが、これは県の方へ水を要請しまして、500ミリペットボトル24本入、それをいただきまして、ひとり暮らしの高齢者世帯すべての方に、民生委員を通して配付いたしております。

その他、保育所、あるいは介護施設等へもその水を配付いたしました。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） ペットボトルの水を配付したのは、私知っているのですよ。ただ、それは即ではないでしょう。私が今聞いているのは、震災がありました、それですぐ給水、布川小と向こうで始まります。そのときの話を言っているのです。

それは、その後でしょう、その配付したのは、違いますか。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 配付したのは、多分日曜日だったかと思いますが。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 要するに、私の言いたいことは、水というのは人間生きていくためには必要じゃないですか、即。ですから、本当に災害があったら、即できるような体制、県の方から水が来たということは、その翌日ではないでしょう、違いますか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 12日の朝、小貝川の堤防上にある防災センターへ朝早く取りにいきまして、ペットボトルを持ってきて、それで12日の日に加納の方で赤飯を最初250食か300

食、最終的には500食いただいたのですけれども、それもつけて12日の日に高齢者とひとり暮らしの方には、民生委員、区長が連携をとって全部配っております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） ということは、11日ですから、12日、翌日、朝ではないでしょうけれども、配ってくれたということですね。では、そういうことをやってくれたのでしたら、それはそれで大変ご苦労さまでございました。

あともう一つ、今回の給水に当たりまして、京都市の消防の方から来てくれました。3日間でしたか、大変ありがたいな。特にニュータウンの方へ設置していただいて、たしか3日だと思いましたが、やってくれましたけれども、こういうお互いに各自自治体の助け合いというのは大変いつ何どきでも、こういう災害があったときにはやらなければいけない、進んでそういうふうにしなければいけないと私は思いますけれども、その後、京都の消防署との連携というのはどのようになっていますか。

なぜこういうことを聞きますかということは、今後のこと、何かあったときにお互いに助け合い、そういうことも私思いますので、こういうことを聞きたいと思うのです。よろしくをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 水道課長福田 茂君。

水道課長（福田 茂君） 災害時の応援給水の件でございますが、日本水道協会、こちらを核としまして日本水道協会の関東支部、地方によって支部がございます。そのほかに都府県で支部を持ってしまして、そちらで応援給水の協定を結んでおります。災害時には全国規模で応援給水ができるようにと、被害のなかったところから被害のあったところへという体制ができておりまして、今回、京都市上下水道局の方から職員11名、それから、給水車2台、支援用のトラック1台、それと職員を運ぶ乗用車1台と計4台、利根町の方に来ていただいたのですが、こういった緊急時の対応ですか、そちらの方の整備の方、これは阪神・淡路大震災から強化されるようになったと。

また、今回も大分、河内町ですと自衛隊、それから、川崎市、そういったところから応援給水を受けておりまして、利根町においては、利根町にも1台給水車がございまして、これは震災当日、先ほど答弁で漏れていたかと思うのですけれども、水道課にある給水のタンクですか、こちらトラックへ積みまして、それで震災当日11日、それで夜間から独居老人等水を取りに来れないところを回ってくださいということで福祉課の方にお願ひしまして、そうしたら夜間遅くなってしまったので、20件ぐらいしか回れなかったと私は伺っているのですけれども、当日から給水の方はできるような体制をとった次第です。

それから、応援給水につきましては、今後ますますこの震災をきっかけに強化されていくものと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） ここで福祉課長師岡昌巳君より答弁の訂正がございます。

福祉課長師岡昌巳君。



福祉課長（師岡昌巳君） 先ほど高齢者世帯ということで、私、日曜日ごろと言ったのでございますが、今、水道課長からもありましたように、当日夜間、水道課の給水車によりまして何件か、10件ほどですが、高齢者宅を訪問して給水しております。

また、12日朝ですけれども、先ほど町長からありましたように、2リットルのペットボトル、これをひとり暮らし世帯、または2人の老々世帯、そういった世帯22世帯に配付しております。

それから、国からのペットボトル550ミリの24本入でございますが、これは12日の土曜日午後3時から、ひとり暮らし世帯263世帯に配付してございます。

あと、先ほど言いましたお赤飯と一緒に配付しております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 福田課長からの答弁です。

ということは、一つの組織ができていますから、そちらの方からお互いにやるということで、直接この利根町と京都市とか、そういうことではないわけですね。わかりました。この件についての質問はこれで結構でございます。

続きまして、第4点目ですが、家が全壊し住めなくなった方々は、身内の方のところへ一時避難しましたが、町で用意した住宅に避難した方は何世帯ありましたか、お答えお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、お答えいたします。

町が用意した住宅に避難した方は何世帯かということでございますが、2世帯の希望がございましたので、2世帯を確保して、そこに住んでいただいたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） なぜこの件に関して私質問したかと言いますと、今回、利根町は地震のために家が全壊した、それから、液状化、それで家が全壊したと、そういうことで住めなくなったということで、結局一時町が用意したところへ避難した。

また、そのほかにも多くの方が、自分の家に住めなくなった家はたくさんあります。しかしながら、その方たちは近くの身内の方とか、知り合いの、そういうところへ避難した方はかなりいると思います。

なぜ私この質問をしていますかということは、この利根町は大きな地震の災害はもちろんのことなのですが、秋の台風なのですね。台風のとくに利根川が万が一決壊した場合はどのようなことになるかという、大変恐ろしい現象が起こると思うのです。決壊した近くの家は当然流されてしまいます。その流されたときには、今回は町で用意したのは2世帯と言っていましたけれども、そういうときには1世帯、2世帯、10世帯、それではきかないと思うのです。ですから、この辺は津波はありませんから、津波がないかわり、万が一利根川が決壊した場合は、そういう恐ろしい多くの被害を出ると思うので、そのときの

町で避難する家、その対応はどのようなものになるのかなということ、私質問したのですが、もし答えられれば答弁をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それではお答えいたします。

台風時の洪水が発生したとき、利根川が仮に決壊した場合の避難をどのように対応するのかということですが、過去に町で作成しました洪水ハザードマップ、ごらんになったかと思えますけれども、そこには利根町内避難場所として15カ所の避難場所を設定してありますけれども、洪水のときの避難場所にしては数が限られます。それは、利根町は稲作地帯ということで低地が多くございます。例えば文間小学校ですと低地ですので、2階以上の建物に避難という指示の仕方にハザードマップではなっていますが、この間、学校の先生方とも、公共施設が避難場所が多うございますので、水が来た後にそこへ避難するのは困難であろうという問題もあると。生徒は、昼間でしたら校舎の2階以上に避難することは可能だと思いますけれども、水が浸った後に避難をどこから来るのか難しい経路もありますけれども、その場合はどうなのと質問されて、あっと思ったときがございました。

そこに浸水の場合の船、ボートの救援とか、配置とかされているのかということになりますと、大変返事に困ったときがございました。そのときは、ボートは利根町に3台ほどしか配置してございませんので、そのようなときは、よその力というか、自衛隊の力をおかりするようになると思えますけれども、実際避難場所が15カ所ありますけれども、水害の場合には半分程度の場所に避難ということになると、車で避難する場合にはかなり時間がかかってしまう。地震のときも同じですけれども、車と一緒に人間が移動するということになると、車の置き場所もない、近くまで行きたいという形でパニックになってしまうだろうということで、その辺も細かなシミュレーションを今後検討していかねばならないのだろうと考えております。

ただ具体的に、その場合どうするんだと聞かれたときには、真剣に答えるつもりではいるのですが、なかなか難しいところが発生してくるかと思えます。

答弁にならないかと思えますけれども、以上のような危機感を持っていますので、それを今後生かしていきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） この件に関しましては、これからじっくりと考えて対応していただきたいと思います。もう少し突っ込んで聞きたいのですが、ちょっと時間の方がなくなりますので、次に移ります。

第5番目といたしまして、利根町は放射能が茨城県内で高い方と思いますが、学校、保育園、町民が多く集まる施設の放射能を除染する考えはあるのかお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 除染する考えがあるのかということでございますが、学校、保育園、町民が多く集まる施設の放射能を除染する考えは。

町の方としては、施政方針でも述べましたとおり、利根町は汚染状況重点調査区域として国の認定を受け、1月23日から2月10日まで町内各地区や公共施設、学校、保育園、幼稚園、公園等で放射線量の計測を新たに実施してきました。その前からもずっとやっておりますけれども。

現在、この結果をもとに放射性物質汚染対処特措法に基づく利根町除染実施計画を策定中でありまして、3月中には国の認可を得たいと考えております。

この特別措置法によりますと、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上と認められた地域が除染実施計画を定めて除染を実施する区域となります。町としましては、国の汚染の基準である1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の学校、公園等を中心に、各担当課及び国、県と協議をし、除染実施計画を策定後、国の認定を受け除染計画を進めていく予定であります。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） それでは質問をさせていただきますけれども、3月中には国の方で0.23マイクロシーベルト、それ以上だと結局国の方から除染しなければいけないよということで、国を中心としてやってくれると思いますが、ではそれ以下の場合、0.23マイクロシーベルト以下の場合、町としてどのように対処するのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

この利根町としては、国の方針に従って1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上のところについて除染をするということで、除染対策本部、これからの測定結果、計画を出す前に決定を本部でしますけれども、まだ本部を開いておりませんので、それははっきりここでは申し上げることはできないのですけれども、以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 本部を開いていないということは、その本部をこれから発足して、その中でやるか、やらないか決めるということ、そういうこと。

もう一度、わかるように。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

本部は平成23年の12月1日（訂正：11月2日）に放射線対策本部というのを立ち上げました。それで、環境対策課の方が事務局となりまして、課長、教育長、町長を本部長にして立ち上げてございます。それで環境対策課の方で計測を行いまして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上のところを計測して、それでその後、本部の方を開いてございます。それでどういうところが今0.23マイクロシーベルト以上あるか報告してございます。

ただ、その本部の方で、まだここを除染するという決定はされておられませんので、それから、そちらの0.23マイクロシーベルト以上を管理している公共施設を担当している関係課長を専門部員として認定して、そこで除染の方をどうこれからやるか、どういう方法で除染するかということをおある程度決めまして、3月中にはまた除染対策本部に報告しまして、そちらで決定するというところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 何かわかったような、わからないような、私理解をよくできないのですけれども、要するに、国の方針は0.23マイクロシーベルト以上の場合、国の方でやりなさいと、そういうふうになるわけでしょう。ですから、私が聞いているのは、万が一利根町がそれよりもちょっと下の場合はやるのか、やらないのか、それを私単刀直入に聞いているのですよ。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

今、その対策本部で0.23マイクロシーベルトという国の方で基準がありますので、もしそれ以下を町としてやるということになりますと、全部町の予算で除染をすることになります。その件もこれから対策本部の方で決定するというところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） ということは、この基準より下の場合は町の予算でやらなければいけないから、これは今後の課題と、そういうことでいいんですか。

そういうことだね、はい、わかりました。ではこの問題はいいです。何度やってもこれ以上いい答えは出ませんから。

最後の問題、6番目、東京大学の平田教授の発表ですが、今後4年以内にマグニチュード7の地震が確率として70%起きると言われました。多くの国民は半信半疑でおりますが、万一のときを考え、町として防災訓練を実施する考えはあるのかないのかお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

10番（若泉昌寿君） 簡明をお願いします。時間の関係で。

町長（遠山 務君） 万一のときを考え……短くやります。町として防災訓練を実施する考えはあるのかとのご質問でございますが、現在、昨年に起きました東日本大震災時の利根町における被害状況等の教訓を生かし、実情に即した利根町地域防災計画の見直しを進めているところでございます。

現時点では、町内全体を対象といたしました防災訓練の予定はございませんが、平成24年度には町職員、稲敷広域消防職員等を含めての災害図上訓練を実施する予定であります。

また、町民を対象といたしました防災訓練の実施につきましては、利根町地域防災計画の見直し状況を見ながら、将来的には実施してまいりたいと考えております。

それと、先ほどの放射線量の関係ですけれども、国の方で最初は年間20ミリシーベルト、

それから今度は1ミリシーベルトになって、それで今国の方から来ているのは1メートル50センチ、この規定がはっきりしておりませんので、蓮沼課長がそこらを指摘されて迷ったのではないかと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今、防災訓練をやる予定はないということですが、そのかわり稲敷広域を中心とした災害図上訓練、それと町民の防災何とかとおっしゃいましたね、その町民の方を詳しく、どのようなやり方でやるのかをお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

10番（若泉昌寿君） 簡明をお願いします。

総務課長（飯田 修君） 今、町長が申し上げましたのは、町民を対象といたしました訓練につきましては、利根町地域防災計画の見直しの状況を見ながら、将来的には実施を考えていきたいということの答弁でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） ということは、ここ一、二年ではやらないということですね。

以前は防災訓練を利根町として堤防の河原の方でやっていたけれども、今のところはやらないということですが、稲敷広域関係の方の防災と言いますと、恐らくこれは消防団の全団員ではないですね、これは一部の方の訓練と思いますので、そうなりますと、確かにその方たちは訓練になりますけれども、今回みたいに大きな災害が起きたとき、そういうときの訓練ということになりますと、町民の方たちは防災訓練というのは、そうしますと参加していませんから、町民の方は訓練にはなっていないと思うのです。

私、先ほど、津波は利根町ありません。絶対津波はないと思います。しかしながら堤防の決壊というのは、これは可能性はあります。ですから、この利根町におきましては堤防の決壊、それが一番怖いのかなと思います。地震より怖いと思います、はっきり申しまして、利根川が万が一決壊しましたら多数の死者が出ると思います。家は流され。

そういうときに、この防災訓練で利根町の町の職員の方たちにも、ぜひそういう訓練をしていただきたい。ということは、職員の方たち、台風が来ました、それで堤防が警戒水位を越えまして避難命令も出ます。そういうことになります。それで万が一、決壊ということになりましたら大変なことですから、町民の方たちの誘導ですか、このようにしなければいけないですよと、それは職員の方たちもわかっていなければしょうがないと思うのです。はっきり言って、そういうための防災訓練もやっていかなければいけないのかなと。

あと町民全体、町民の方たちにも防災訓練というものも認識していただくように、これはこれからやらなければいけないのかなと思いますけれども、そういうお考えはあるのかないか、改めてお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほど申し上げましたとおり、全体の防災訓練ですか、平成12年

だと記憶しているのですけれども、大変な労力と大変な予算もかかるということで、このところやっていないのでありますが、今は各地域の各地区単位で、消防署の職員なり、また町の職員なり行って防災訓練、小規模な防災訓練をやっていただいているということでありまして、将来的にはああいう大規模な防災訓練も計画に沿ってやっていかなければならないのかなと、そのように思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 各地域でやっている防災訓練というのは、主にあれじゃないですか、火災に関してではないですか。消火器の使い方とか、そういう訓練だと私は認識しております。

私のお願いしたいのは、今回の震災に当たり、利根川の決壊とか、そういうことも考えて、この利根町というは利根川、小貝川に囲まれている町なのですから、特に水害に対してのそういう防災訓練というものの職員の皆さんの認識を高めるためにも、職員の皆さんの防災訓練、それと、要するに利根町民の方たちの認識を高めるためにもそういうことをやっていただければなということですよ。

ですから、はっきり申しまして、12年にやりましたと言いましたけれども、あの防災訓練、あの防災訓練というのは、確かに自衛隊の方とか、それから、ガスとか電気とかいろいろあって大がかりな防災です。しかし、町の職員の方たちというのは、そこに加わっていないのです。消防団とか、そういう特殊な人しかやっていないのです。訓練は。もちろん町長はいますよ。我々も行っています。そうでなくて、もう少し身近な町民の方、職員の方たちもそういう認識を高めるためにやっていただければなと、そういうことで私お願いしているのです。

今町長が言ったように、各地域でやっているのは、それはわかっています。ですから、もう少し消火するだけの消火器の使い方とか、そういうことだけではなく、要するに災害に遭ったときにはこういうふうにしてもらいたい、ああいうふうにしてもらいたい、避難するときにはこういうふうにしてもらいたいんだとか、そういうことも各団地とか、それから、各地域の集落とか、そういうことを区長を通してやっていただければいいのかなと。

冒頭に申しましたけれども、災害というのは本当にいつやってくるかわかりません。このまま2年たち、3年たちますと、昨年の震災もだんだんと忘れてくるような状況になります。ですから、そういう大きな震災を我々は経験しているのですから、この利根町も災害が随分起きているのですから、そういうことを忘れないためにも、それで自分の知識というものを得られるように、町が率先してそういう訓練、防災訓練とか、そういうものをやっていただければいいのかなと思うということで、私、こういう質問をしているのです。

最後に、町長、これからそういうやる気持ちがあるのかないのか、それともさっき言ったように、費用がかかるからやらないんだと、そのやり方なんです。費用をかければいいというものではないのです。費用はかけないで何とか皆さん、町民の皆さんに認識を得

られるような、そういう防災訓練のやり方というのを、これから考えてやっていただけるのか、それともさっき答弁したような形なのか、最後にその答弁をお願いして質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 利根町は昭和56年8月24日だと思うのですけれども、小貝川の決壊等も経験しておりますし、私も当時、団員でありましたので、夜中2時ごろ起きて、住民の避難勧告に消防車で歩いた記憶もございますし、また、去年の3月の11日のああいいう大きな東日本大震災も経験しました。

そして、この間あります、ちょうど模擬火災をやる前の晩に実際の火災が起きまして、模擬火災ができなくなってしまったという、議員ご指摘のとおり、いつ災害が起きるかわかりませんので、今までの経験等を踏まえて、先ほど申し上げましたとおり、小規模であれば地域防災計画の見直しの中にそういう小規模な防災訓練を、町民も含めた防災訓練を入れていきたい、そのように考えております。

10番（若泉昌寿君） よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で若泉昌寿君の質問が終わりました。

暫時休憩といたします。

午後3時33分休憩

---

午後3時45分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 3番通告、11番白旗 修でございます。

雨の中、また遅くまで傍聴の皆様、ご苦労さまでございます。

私は、大きく二つ、細かく分けると六つの質問をいたします。

まず最初に、利根町の産業振興策についてお伺いいたします。

平成2年、1990年ですが、その当時、20年後、平成22年になりますが、そのときには最大3万5,000人にふえると、この利根町の人口を予測しておりましたが、残念ながらことしの1月末で人口は約1万7,600人、実に半分になってしまいました。このような人口減少と少子高齢化に直面して、町の産業振興の必要性は長い間叫ばれておりましたが、ここまでこれぞという策がなく今日まで来ております。

しかし、このような状況をこれ以上続けることは限界に来ていると思います。そこで、町の産業振興策について伺います。

まず、利根町の農業振興策についてお伺いいたします。

町はこれまでに行ってきた農業振興策をみずからどのように評価しているのでしょうか。

よかった点、課題として今後取り組むべきであると思われる点について、具体的に述べていただきたいと思います。

それから、今後の課題にどのように取り組もうとしようとしているか、これを具体的に述べていただければと思います。

ここでの質問はここまでといたします。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

利根町の農業振興策について、まず、これまで農業振興に取り組んできてよかった点でございますが、担い手の育成に成果があったこと、また、基盤整備が完了した地区における農地の集積が進んだことが代表的な成果だと考えております。

代表的な担い手としましては、株式会社として設立された2法人と営農組合として3組合、それから、認定農業者29経営体、うち2法人を含みますが、農業経営に積極的に取り組んでおります。これらの法人等が農業経営の発展を目指す中で、経営規模の拡大がなされ、今では2法人、3組合で160ヘクタールの経営規模に達し、今後もふえることが見込まれております。

また、課題として今後取り組むべき点についてでございますが、平成24年度事業において集落座談会を地区ごとに開催し、地区の抱える問題等について話し合い、将来どのようにしたいのかをもとにプラン、未来の設計図づくりをすることになりますので、その話し合いの中で課題の洗い出し等と解決案を検討したいと考えております。

次に、今後の課題にどのように取り組もうとしているのかとのご質問でございますが、まず現状に触れますと、当町の農家戸数は、2010年農林業センサスによると586戸で平均経営耕作面積は2.24ヘクタールとなっております。これは、10年前に比べ99戸減少、率にして14.5%減少したものであり、平均規模は0.69ヘクタール拡大、率にして44.5%増加しております。

農業者就業人口のうち、65歳以上の高齢者の占める割合は大幅に増加し68.8%となっております。また、平均年齢は68.5歳となっており、県平均の65.7歳を大きく上回っているのが現状でございます。

農業構造については、昭和40年代から兼業化が進み、恒常的勤務による兼業農家が増加しましたが、地域の住宅開発などにより一層の兼業化の進行によって、土地利用型農業を中心として農業の担い手の不足が深刻化しているところでございます。

こうした中で兼業農家から、規模拡大志向農家への農家の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきましたが、最近になって高齢化が進み、機械更新時や世代交代時を機に、次第に農地の流動化が進む傾向が強くなっております。



当町の農業の健全な発展のためには、経営規模の拡大や優良農地の確保、農作業の効率化と担い手の育成確保など、農業経営基盤の強化を通じて効率的かつ安定的な農業経営を育成、確保、そしてこれらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが課題であり、大変重要であると考えております。

今後は地域農業の振興を図るため、農業を担う農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、また農業者が地域の農業の振興を図るためにする実質的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たり、これを支援していききたいと考えております。

また、町、竜ヶ崎市農業協同組合、つくば地域農業改良普及センター等が十分な相互連携のもとで、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いをし、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持ってみずからの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどで、おのこの農業経営改善計画の実質的な作成や相互の連携が図られるよう誘導していききたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） ただいまご答弁いただきました件は、これは農水省の指導に従って今までやってこられたことの、ある意味成果をおっしゃったと思います。ただ、確かに成果は上がったと言えば上がっているわけですが、この営農の規模の拡大につきましても、例えば2組合3法人ですか、長年かかってそれだけしかできていない。見方を変えればですよ。

それから、1,000ヘクタールを超える農地で経営規模拡大ができていないのは、わずかに160ヘクタールですね、今のお話でいきますと。それが何年もかかってそういう状態である。つまり、今まで成果が上がっていないとは言えませんが、ほとんど上がっていないという問題です。

それから、町長が今指摘されました農家の高齢化の問題などは、すべて日本農業全体の問題として言われていることでもあります。つまり、利根町の農業は、平均的な日本の農業の問題点をそのまま引きずっているだけにすぎない。

私は、この利根町は水田を中心とした米づくりの農産物だと多くの方がおっしゃっておりますけれども、町長はその点、この町は米づくりが今後も主要な農産物であるとお考えか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今の農家の状況であれば、当面、米づくりが主体になると、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番(白旗 修君) 米づくり、確かに米づくりに適している農地であろうと私も推察しておりますけれども、それにある意味限定してしまっていては全然打開策がないわけです。特に米については、最近出ておりますTPPの問題などで、極めて強行な、米を守れという声も聞けておりますけれども、そういう産業政策上の問題は別としまして、町の農産業としてはどういうふうに持っていくべきかという点では、今申しましたように、日本農業全体の縮図のままでしかない。打開策が私はないような気がするのですね。お米が中心だということで考えて見ますと。

現実には、昔は果樹もやっていたそうですけれども、これは今さらまた果樹をやるかやらないかは別ですけれども、もっと別の、米以外の産物も含めて今後検討できるのではないかと思います。そのためには、やはりこの土地の立地条件ですね、利根町の立地条件を私は何回か前に申し上げていますが、大都市近郊型で国際空港にも近くて、米のように1年に1回しかとれないものでない、野菜などがそうですけれども、そういうものを中心とした営農団地のようなものをつくっていくということも十分あり得るのではないかと、私は考えておるのですが、町長、どうお考えでしょうか。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長(遠山 務君) 最終的には農家の方が決める問題で、米づくりばかりではなく、一部では違う農産物もつくって出荷している農家もあるということでございます。

議長(五十嵐辰雄君) 11番白旗 修君。

11番(白旗 修君) もちろん実際に経営をする方々の考えが大事なのですけれども、もっといろいろな角度から、利根町の農業をどうするかということをも町が行政として農業政策、国が農水省で農業政策をやっていると同じように、町でもそういう農業政策、ビジョンを持った農業政策をつくるべきではないか。私が仄聞する範囲では、経済課がこういう農業関係をやっていますけれども、毎年マンネリのいつもの土地改良事業であるとか、水田の米の減反政策に対する事務手続なこととか、そういうことしかやっていない。もっと政策を打ち出して、研究してやっていくべきではないか。

私は、もちろんおっしゃるように、農業をやっている方自身はその気にならなければいけないのですけれども、そういうことが可能であるかどうかという研究もして、少なくとも町がいろいろな形で研究ができる。そして、その実現可能性を追求するという努力が、私は非常に不十分ではないかと思っております。

それで、5法人で160ヘクタール、長い間かかって集積しております。これは一つの成果ですけれども、私は例えばその水田以外の農作物をもっと町としても研究をして、こういうやり方があるのではないかと、そういうポリシーをつくっていくというか、そしてそれを具体化していくことを進めるということをも、町としてやっていくべきではないかと思うのですが、どうでしょうか、町長。

議長(五十嵐辰雄君) 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 基盤整備をやらない水田では米しかできないというような状況でございます。今、利根町の基盤整備の進捗状況でございますが、49%。49%のところでは農家の方がやる気になれば野菜もできるということで、今、東部地区から始まって利根地区、北部地区と基盤整備を今やっているわけでございますが、これをやらないとなかなか集約化も図れないということで、まず、そこからやれる範囲で重点的にやっているということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） おっしゃるように、農地基盤整備は非常に大事なことです。しかし、非常に長い間かかってまだ、東部地区は完成しましたけれども、北部地区が今進行中、西部の方に至っては、もちろん布川は全くできていない。こういう状況の中で時代はどんどん進んでいく、高齢化は進んでいく、いろいろな悪条件がどんどん重なっていく中で、それと並行して方法論をもっと研究されてはいかかがか。そういう体制にこの町はなっていないと私は思っております。

それから、もう一つ、私は全然中身を知らないでお伺いするのですが、実は非常に農地に適した広大な土地が20年ぐらい眠っているわけですね。それはニュータウン南にある22ヘクタールの兼松の土地です。それから、今、町有地として問題にしている立木の6ヘクタールもある程度農地の可能性もあるかもしれません。特に兼松が持っている宅地は、これから宅地はできないと思った方がいいわけですね。ご承知のように、今言いましたように人口は3万5,000人が1万7,000人を切れようとするわけですから、だから宅地はすっかりあきらめなければいけない。兼松はあれでえらいお荷物になっているわけです。だけれども、あれはもともと水田のところを宅地化しましたから、宅地を水田、あるいは農作地に用途変換することは、かなり簡単ではないかと想像しますけれども、そういう本当に町おこしを、農業がこの町の最大の産業だというなら、もう少しそういうところを、あらゆる可能性を探っていく、探索したらいかかかと思うのですが、町長、どうでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 兼松で持っているニュータウンの南側の22ヘクタール、これについては兼松ともいろいろ協議はしているのでありますが、今のところは何ら方向性が見出せないということを聞いております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 殿様商売の町商売なんですね、利根町のやっていることは。兼松も困っているわけです。町ももったいない状況を見ているわけです。兼松から、ここをこういうふうに使いたいんですけども、いいですかとやってくるのを待っていたのではだめなんですよ。彼らもひょっとしてそういう発想はないかもしれません。町がいろいろな案を持って兼松に出かけて行けば、兼松の固定資産税とかいろいろ維持費用がなくなるわけですし、さらに収益が上がるようになれば税金ももらえるわけですから、兼松が言い

出すのを待つのではなくて、こっちからなぜ積極的にやれないのでしょうか。

そういう方向で今後考えていくことが、この町の農業を大きく変えていく非常に大事なことだと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 白旗議員ご指摘のとおり、22ヘクタールというあれだけ広大な土地が、現在荒れ地になっているということは大変もったいないと言いますが、私もそう思っております。兼松に何も言わないのではなくて、いろいろ協議はしておりますが、方向性がなかなか、先ほど申し上げましたとおり、見出せないというのが現状でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 企業の営業というのは、一生懸命自分の商品を、あるいはサービスをこうしたら使えるのではないですか、こうしたらお宅の利益になるんじゃないですか、一生懸命手を変え、品を変え売り込みをしているわけです。そういうことを兼松がやらないなら、兼松がある意味ちょっと別の方向で考えているかどうか知りませんが、利根町がしっかりそれをやっていけばいいと思います。それをやらないから、いつまでも眠っているのです。

新聞報道などで皆さんもよくご承知かと思いますが、この数年、大手の小売業、あるいは外食産業は農家と契約栽培をする、あるいは農業法人をそういう会社がつくって作物をつくるということが全国的に散見できます。全体から見ると少ないのですが、私が日経新聞などから見たこと言えば、例えばセブン&アイですね、この近くにもあります。それから、イオン、この近くにあります。ローソン、ワタミという和食というか、飲み屋ですね、それから、らでいっしゅぼーやという、やはり食品関係、そういうところがいろいろ地域に農地を借りて、あるいは契約栽培をしたり、あるいは法人をつくってやっています。

地域的な例を言いますと、皆さんもお聞きになっていると思いますが、牛久市、筑西市、千葉県の香取市、栃木県の宇都宮市、それから、埼玉県の深谷市、あるいは北海道、愛知県、島根県等々、これ以外の企業もそういうことをやって、我々自身がイオンやヨーカ堂に行って食品を買ったりしますね。特に生鮮野菜類は、そういう契約栽培とか、あるいは彼らがつくった農業法人から直接出荷してくると。つまりマーケットを通さずに安く売るということをやっているわけです。こういうあれは今後さらに私は進むと思うのです。

例えばの話ですが、そういったやり方などがあるとすれば、いろいろな企業に出かけて行って、兼松とその辺のことをじっくり研究して、兼松もそれはいいですねというようにさせて、それで兼松と一緒にセールスして歩く、それくらいのことをやらないと22ヘクタールは眠ったままになると思うのです。そういう努力というものを今まで全然やってこない。だからこういう状態になっている。

もちろん農業の米をつくることそのものは、また別途大事だと思いますが、そういう点もっと努力ができる部分があるのではないのでしょうか、町長、いかがでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 兼松の方には何もやっていないわけではございません。こちらの方でこういうものを、ここで具体的には言えませんが、そういう案も提案しておりますし、そんな中で兼松の方が態度が決まらないというのが現状でありますので、今後もそういう提案はしていきたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） やっていないとは私は申し上げます。やっておられると、だけれども、その突っ込み方ですね、あるいは提案のし方、中身の内容、中身のこと、そういうものがちょっと相手を納得させることができないから、そうなるので、22ヘクタールという極めて1カ所にまとまった農地なんて、最近余りないわけですから、本州の中でも、しかも大都市近郊、国際空港のそば、そういう立地のいいところで高速道路がなくなっていくんですよ、ここから東京の品川の先の青果市場がありますけれども、ああいうところだって、あれは今言ったイオンやヨーカ堂などのあれにしましても、そんな高速道路がなくなると、いい立地条件としては交通的にも必ずしも問題にならないと思う。

だから、やっていないと私は申しませんが、いろいろな角度からそういう研究をして、そしてアプローチを積極的にやらない限り、22ヘクタール、あれだけではないのですけれども、いつまでたってもだめなのではないでしょうか。そういう点は私は非常にあれだと思います。

それから、農業に関して言いますと、例えば今、家庭菜園をいろいろな、特に住宅団地に移り住んできた人たちが、都会でできなかったからと一生懸命農地を借りてやっていますね。農協のあっせんなどで。ああいうのだから、例えばコンスタントにいい作物をつくるように、町あるいは農協あるいは農業関係の団体が指導して、そしてそれを定期的に出荷できる品質に持って行って学校給食にそのまま使う。例えばの話ですよ。あくまでも思いつきで言っているのですが、いろいろそういう方策はあるのではないのでしょうか。

私はそういうことを、ぜひ今の経済課は、要するに基本的に新しいことを企画立案して、そしてマーケティングをしてということができていません。

それから、トップセールスをやらないといけません。町長初め、そういう人々が直接企業などに出向いて、こういう立地のいいところがあるから、これを使ってやってくださいみたいなセールスが今までやっておられたのかどうかということを、私はお伺いしたいのですが、その点ちょっと一言だけ。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 先ほども申し上げましたとおり、町としてもあの22ヘクタール、衛生的にもあのままでは悪いし、何とかしてもらいたいということで提案はしております。ただ、兼松といたしましても、一反歩10アール当たり1,750万円で最終的に買い上げて、それであそこには38億5,000万円の土地の買い上げを投資しているということで、それだけの

投資に見合った云々というのは兼松でも無理だということはわかっておりますので、いろいろな提案はしております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 多大なコストをかけているのは私もお聞きしていますけれども、要するに今おっしゃたように、そういうことも投資の全部の回収が無理だということであれば、なおさら今これだけ眠っているわけですから、一刻も早く有効利用を促すように持って行っていただきたい。

それから、もう一つ、こういうことを企画したり、そして実行していくためには、私は前から言いますが、人材が、町の中にいっぱいいろいろな経験、知識、技術を持っている方がいらっしゃいますから、そういう方をうまく使ってやっていただきたいと思っております。

時間がございませんので、次に商工業の振興策について、私の質問でございますけれども、町はこれまで行ってきた商工業振興策をみずからどのように評価していますか。よかった点、課題として今後取り組むべき点を具体的におっしゃっていただきたい。

それから、今後の課題にどのように取り組もうとしているかも具体的におっしゃっていただきたい。

よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 商工業の振興策ということでございますが、今日まで町民が身近に利用しやすい買い物環境を提供できるよう、商工会との連携を図り、若手商業者の育成に努めて、また商業の体質改善を図り経営の合理化、近代化を促進し、地域商業の振興を図ってまいりました。

しかしながら、人口の減少、高齢化の進行により、また、長引く不況の中で購買力が低下し、商店にとっては厳しい状況が続いているのが現状でございます。そのため、平成21年度より利根町商工会と協力して、町内プレミアム商品券の販売を開始し、地元商店の販路拡大に取り組んでいるところでございます。これにより一定の効果は出たのではないかと考えております。また、この事業は平成24年度も引き続き実施していきたい、そのように考えております。

課題としましては、人口の減少、高齢化の進行により購買力が低下していることの対策と、若手経営者の育成対策が必要であると考えております。

買い物難民という言葉がよく聞かれますが、その買い物難民をどのように活用という失礼ですけれども、利活用していくかというのも必要なことと思っております。

今後の課題への取り組みでございますが、具体的取り組みについては商工会と協力し、見出していかなければならないと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） ありがとうございます。

この商店街、特に商業地域の寂れというのも、これもまた日本全国同じ現象でございます。その同じ現象のままですといるというのが、これもまた利根町の特徴でございます。つまり、何もやっていない、何もやっていないと言ってはちょっと失礼ですけども、やっていますけれども、成果がなかなか上がりにくいということだと思います。

これも私は、やはり個性を出す工夫がもっと必要なのではないかと考えております。なかなか言うは難しく、農業以上に難しい問題があるのは、私もわかりますけれども、しかし、町長が昨日の施政方針の中でも述べておられたかと思いますが、この町の、私は観光というものをもう少し考えられないか、観光とか、農業と観光、そういったものを中心に商業が合体したやり方であるのではないか。観光資源としては、昨日おっしゃっていたように、歴史的なもの、あるいは文化的なものというのがもちろんございますね。それから、大昔から、私たちはそれにつられて引っ越してまいりましたけれども、水と緑の豊かな町というようなことで、これも大きな資源ではないでしょうか。そういうようなこと、あるいはそういう全体の風光ですね、そういったものの活用できるのではないかと。

それから、そういった環境の中で健康志向のイベントなども含めて考えられないか。そういうものを今それなりに頑張っています商工会でもひな祭りをやるとか、花火大会も一生懸命やるとか、それはそれで結構なのですけれども、この商業そのものが寂れていくということは、この大型のスーパーが出てくるとか、そういうような日本社会全体の経済社会の変化の中で、ある意味やむを得ないわけですけども、そういうものを乗り切ってやっていく。つまりそれは我々自身がどういう独自性のある商工業、観光をやるかということだと思います。

これは非常に有名なことで、皆さんもご承知と思いますが、北海道のニセコ町ですね。ああいう雪深くて何も無いところが、外国人を含めてわんさわんさと出かけているわけです。そういったケースはあちこちあります。私たちは、どうやったら商業、農業、観光、そういったものが一体化して利根町の産業の背骨になるようにならないか、そういう研究をやる必要があるのではないかと考えているのですが、町長、いかがでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 今、白旗議員がご指摘のとおり、商業というのは農業以上に難しいところがございます。商店街の衰退という点でも、議員ご指摘のとおり、全国的な傾向である。町としましても農業、観光、商業という点で連携をもって、山梨県にあるドイツで生まれたクラインガルテンですか、あれ茨城県でも旧友部、今の笠間市ですか、あそこへも見に行きましたし、山梨県にも見に行きましたし、利根町でこういうものもできないか検討したときもございます。ただ条件がある。利根町の場合はいかがなものかなと。

というのは、皆さん、大体、山とかそういう自然を目当てに来ているということで、利根町の場合はほとんど水田地帯でございますので、そういう整備をして、都内から近いか

ら来てくれるかなという懸念もございましたし、検討に値するというところで検討した経緯はございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 観光とか、そういうものはそれぞれの立地条件がございますから、他でやっていることがそのままはできないわけですから、難しいという結論が出たのもあると思いますが、いずれにしても、そういういろいろな角度から、産業振興、商業振興の方策の探り方がやはり極めて不十分だと思います。

また何回も言いますが、経済課というところに商工関係の係がありますけれども、そこがやっていることというのは、商工会、観光協会のお守りをしている程度に過ぎない、極論を言えばですね。それではマンネリなんですね。毎年、毎年同じこと。若干少しずつ変化はしているかもしれませんが、もっと私が言っているような政策的な新しいものを考えてトライする、もちろんいろいろ条件があります。研究を十分しなければいけないですが、そういうことをやろうとする姿勢、体制ができていません。

それでまたすぐれた住民がいろいろいるのに、住民には余りそういうところと一緒にコミットしてもらおうような状況に町はやっておられないと思うのです。だから、私は12月の議会でも言いましたけれども、非常に優秀な人たちがたくさんいるんです。そういう人たちを巻き込んで産業振興策を一生懸命考えると、それで具体化できるところは、そのモデル実験をある程度やるとか、いろいろ方法論はあると思うのです。細かいことは別ですけども。

そういう体制をつくる、そしてそういう研究をするという方向でお考えいただきたいのですが、町長、いかがでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 常にそういう姿勢では考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 姿勢とおっしゃっても、そういうことをやるセクションがだめでしょう。経済課は、私、そんな大変申しわけないのですけれども、マンネリの作業をして、いいようなことを余りやっていません。私が言っているようなことをやっているセクションはどこもありません。企画財政課は、そういうことを少なくとも何もやっていません。やっていないとは言いませんけれども、少なくとも何年も成果が出ていない。だから、まずそういう仕組みをまずつくる。そして私が言うように、いっぱい能力、経験、実績、資格のある住民がいるわけですから、そういう人たちをうまく利用して、一緒になってこの町おこしをやっていく、そういう体制をつくって実行しなければだめなんです。

そんな今の役所の中の組織だけでうまくいくとは、私は思えませんが、そういう方向でお考えいただけるでしょうか、町長。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。



町長（遠山 務君） 商工会の方へもいろいろな提案はしているのですよ。ただ具体的なことを言うとあれなので言いませんけれども、提案はしているのですけれども、なかなか商工会の方でやってきていただけない。それにはそれなりの理由があるうとは思いますが、そういう状況もあるということを入れていただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 町長を初め皆さんが全然努力していないと言っているのではないのです。ただ、やっていらっしゃることが成果が上がらないのではないですか。どうやったら成果が上がるのですかということで、私は一つの提案をしているわけです。

少なくとも今の役所の体制ではそういうことが十分できていない、結果としてそう言えると思います。ですから、そういう方向でぜひ実際に動いていただきたい。やっていらっしゃらないのではないのです。やり方の問題、発想の問題、そういう問題なのですね。

ちょっと時間がございませんので、次の大きい2番に移ります。利根町のごみ処理計画についてお伺いいたします。

町は平成20年にごみ処理基本計画を策定しましたが、その後、計画に基づく事業が大きく前進したようには見えません。そこで、次の点についてお伺いします。

（1）利根町の場合、一般家庭のごみの発生抑制と排出抑制がごみの減量に大きな効果があります。その方策として、生ごみの減量化あるいは生ごみの堆肥化が有力とされていますが、町はこのための事業をどのように進めているかお伺いいたします。

2番目、町のごみ処理費用は、住民1人当たり年間約2万7,000円、総額約4億2,000万円は間違いです。訂正させてください。総額4億7,000万円です。ごみ袋の売り上げを差し引いたネットの費用が、私の計算では大体総額4億7,000万円くらい要しております。財政圧迫の大きな要因の一つでございます。町はこの費用負担の削減にどのような努力をしておられますか、お伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それでは、ごみ処理計画のご質問にお答えをいたします。

平成20年度に策定されたごみ処理基本計画につきましては、諮問機関である利根町廃棄物等減量推進審議会にて、毎年その評価を行っており、取り組み状況などについてご批判も含めてご意見をいただいているところでございます。

本基本計画では、平成19年度の1人1日当たりのごみ排出量816グラムに対しまして、平成22年度までに800グラムに、平成27年度までに770グラムにという目標値を掲げております。

平成22年度の実績でございますが729グラムであることから、既に平成27年度までの目標値を大幅にクリアしております。

ただし、資源化率が平成19年度18%に対し、平成22年度が16.51%と下がっていることなどから、議員のご指摘のとおり、分別化などの新たな事業による大幅な削減ではなく、経

济低迷により消費が抑制され、ごみ排出量に影響しているものと分析をしております。

そのため、広報等によりごみ分別のご協力について、今後さらに周知徹底を図るとともに、力を入れるべき事業として生ごみの堆肥化を推進していきたいと、そのように考えております。

ただし、ほかの自治体での生ごみの堆肥化の失敗例として、つくった堆肥の需要がないことから堆肥が山積みになり経費が膨らむだけということもございます。

これらの問題点に対応するため、当町では独自に生ごみも含めた町内有機物を循環させるための有機物循環型社会形成基本計画案を策定するため、検討委員会を設置し、関連課長が委員となり議論を経ていますが、まだでき上がっておりません。

その理由といたしまして、前回の議会でも説明しましたが、東日本大震災による事故由来放射性物質の問題がございます。この基本計画については、もみ殻、米ぬか、落ち葉、剪定枝、生ごみなどの有機物を堆肥化し、土壌に還元することにより生態系の改善を図るというものでございますが、落ち葉、剪定枝について、放射線量が堆肥として利用するには現段階では高い数値を示しており、被害を拡大、拡散してしまうおそれがございます。

リスクを低減するため、放射性物質が不検出または低い線量の有機物だけで堆肥化ができないか、計画の見直し段階でございます。

また、生ごみの問題については、電気式生ごみ処理機の貸し出し事業を、去年の10月から始め、現在16人に貸し出しを行っております。今後も推進していく方向でございます。

次に、ごみ処理費用についてでございますが、主な経費は塵芥処理組合の分担金となります。平成23年度の実績から言えば、分担金総額が4億1,761万円となります。内訳として、平成26年度で償還が終わります公債費が2億4,687万3,000円、旧清掃工場に係る費用が1,463万9,000円、これら分担金は固定的なもので削減が困難であると思われます。残りは施設運営費で1億5,609万8,000円ですが、このうちの60%に当たる9,365万8,800円が実績割でありまして、町のごみ排出量により変動をするところでございます。

町での削減努力としましては、ごみ排出量を削減し、この実績割の部分における分担金を抑え、さらに中間処理施設や最終処分場の延命化を図ることが費用負担の削減につながると、そう思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） この生ごみの堆肥化というのは、町長ご指摘のとおり、循環するサイクルができないと、ただつくっても持って行き場がない、それから、そのためのコストがかかる。そういう問題があるわけで、その点、平成22年度以降、放射線の問題は去年の3月以降起きた問題ですから、その前の段階で必ずしも十分そのための準備ができていなかったように私は思います。

今、そういうようなことで堆肥化、循環した生ごみの再利用のサイクルをつくっていかうということでありますから、しっかりした計画をつくって、そして、放射線の問題は十

分に検討して、可能であるならばぜひそういうものをつくって実行していただきたい。これは平成20年、あるいは22年の時点から見まして、ほとんど進んでいないと思います。

それから、生ごみを減らすということは、龍ヶ崎のごみ処理場に持っていくごみ量が相当程度減るわけですね。あれは重さでやっています。生ごみというのは重いですから、そういう生ごみを相当程度町内で資源化できるならば、これはすばらしい。ぜひおっしゃっているように非常に難しい問題があり、失敗例もあるわけですから、ぜひそれは放射線の問題をクリアするならば、大々的に実施していただきたいと思います。

ところで、このごみ処理費用の削減の問題ですが、前回、平成22年の9月議会で、私はそのとき議員ではありません。ちょっと外国にいて全然知らなかったのですが、9月議会でごみ袋、結果として審議会の答申に基づいて条例をおつくりになって、それを議会に諮ったところ、賛成者1人で、あと全員が反対で否決されました。私はそれを後から聞いてびっくりしているわけですがけれども、それをよく議事録などを後から読んでみますと、条例を提案された趣旨は、住民にごみの減量の意識を高めるためにやるんだと。ごみ袋は1袋10円ぐらいしか上がらない。そういうもので賛成を求めて執行部の方が完敗されたわけです。

私は、根本的に町の方々の考え方が間違っていると思って、その後、見ました。意識を高めるためにごみ袋を10円上げるなんてナンセンスな話なのですね。全体を見ますとそういうふうに見えたのですけれども、そのことをある一議員が指摘もしていますけれども、全くそのとおりで、大事なことは、私は4億7,000万円ぐらいのごみ処理費用、その大半が、平成22年度で言いますと4億7,500万円ぐらいのごみ処理費用のうち、4億2,000万円ぐらいが塵芥処理に行っているわけ、要するにごみ処理焼却場のお金なんですね。ですから、その部分が非常に大きいのですけれども、いずれにしましてもこの4億7,000万円ぐらいのものを人口1万7,000人で割ると、これは1人当たり2万7,000円かかっているわけです。

それで、ごみ袋というのは1週間に1回使っても52週1袋ずつ使うと52袋、それは約1,000円ちょっとです。つまり、現在の住民の負担というのは、1人当たり2万7,000円の費用がかかっているのに1,000円しか出していないのです。

そういうことを、私はなぜ住民にもっと切々と訴えないのかというのを言いたいのです。

ごみは、それを自治体がやるものだから税金でやるべきだという人も結構います。いやある程度住民も負担すべきだという人も結構います。でも、住民負担が2万7,000円分の1,000円、27分の1ですね、そういうとんでもない住民負担の低さを、なぜ住民にもっと負担してくれと真っ向から言わないのでしょうか。私はこの自治体、全般にそうですけれども、利根町もちょっと違うのではないかと思います。

ごみは別問題だと思っている人が多いようですが、水道料金も下水道料金も電気料金も応分の従量制、基本料と、その使った量に従ってお金を払っています。これには皆さんも住民全員がならされたのか、納得したのかは別として、それなりのお金を払っています。

でも、なぜごみは2万7,000円かかるのに1,000円しか払わなくていいのでしょうか、そこをもっと住民にお願いしますと言うべきではないのですか。町長ちょっとお聞きしたい。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 広報等でもお知らせは何回もしていますし、値上げについては事前説明会もしました。ただ、住民の方が集まっていだけないというのが現状でございます。

それと似た現象では、この間、議会で行いました、公民館の方はかなりいらっしゃったということでございますが、東文間の生涯学習センターですか、向こうの方は10人前後であったというような。確かに広報または住民に説明するというのは、これはやっていないわけではございません。やっているのですが、ただ住民の方、大体理解はされてくれていると思っています。ただこういう景気が低迷状況なので、そこらが住民の方が反対する一番の理由なのかなと思っていますし、アンケート等をとっても住民の方の理解は利根町は多いと、そのように考えております。

それで、先ほども申し上げましたけれども、固定部分は下げられませんので、要するに9,365万8,800円をどのように減量化によって減らしていくかということでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

また、循環型の堆肥にして土に戻すと、これは枠組み、マニュアルはできているのです。ただ堆肥にした場合に、先ほど申し上げましたとおり、山になってだれも使ってくれないかということ、堆肥にした場合に中の成分が一番問題になってくるということでございまして、茨城大の教授のご協力を得てスタートして何回か来ていただいたのでありますが、先ほども申し上げましたとおり、3月11日の大震災による福島原発の水素爆発によって、それが今滞っているような状況であると。循環型の枠組みはつくってできております。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 時間がなくなりますので、最後もう1回質問をさせていただきます。

循環型の生ごみの問題は成功している例もありますから、ぜひそういうところの勉強をしていただきたいと思います。

それから、ごみ処理費用の住民負担、今言いましたように、極端にバランスを欠いているのですね。もっとはっきりと住民にお願いしたらどうですか。いろいろそういうことを、平成21年、平成22年あたり、広報とねに何回もごみ減量のことを出してPRされています。だから一生懸命やっておられるのはわかるのです。でも、お金をもっと負担してくれということは、ほとんど言っていない。町長ご自身は2回か3回前の選挙のときに、水道料金を下げるからというのが公約だったですから、そういう調子のことを執行部でやってはだめなんです。

やはり電気料金や水道料金、下水道料金、基本料金というものをとっているわけです。それから、従量部分が、そういう考えで言えば、従量部分のごみ袋だけで済まないはずな

のですね。今おっしゃるように、龍ヶ崎の地方塵芥処理組合、ここでは莫大なコストをかけて工場建屋、それから、敷地、みんな固定費としてのしかかって、それが借金の分担をしているわけです。そういう部分も含めてある程度住民にお願いをしなければいけない。そのお願いの仕方が全く足りません。もっとしっかり、景気が悪いとか、そういうのは口実にしかすぎません。基本的な認識が間違っているのではないのでしょうか。今後、そういうところをもう少し住民に率直に語りかけていっていただきたいと思います。

それから、もう一つ……。

議長（五十嵐辰雄君） 白旗 修君に申し上げます。

時間でございます。

11番（白旗 修君） はい、わかりました。

町長、この分、お答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 水道料金を下げるという公約で、これはあそこは企業ですので、その当時は利益が出ていましたので、今も利益は出ているのですけれども、その分、住民に還元するというので申した。それで下げさせていただいたということでございます。

今、住民にお願いして、要するに実際白旗議員ご指摘のように、ごみ袋の値上げによってどれだけの歳入が確保できるかというのは微々たるものでございますが、そういう問題ではなくて、住民の皆さんにお願いして減量化を図ることが大事であろうと思っておりますので、今後そのような考えで対応してまいりたい、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で白旗 修君の質問が終わりました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

あす3月3日から3月4日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、あす3月3日から3月4日までの2日間は議案調査のため休会とすることに決定しました。

---

議長（五十嵐辰雄君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回3月5日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時48分散会